

令和 7 年度 第 1 回 旭川市環境審議会 会議録

日 時	令和 7 年 6 月 1 0 日（火） 午後 1 時 3 0 分～午後 2 時 5 0 分	
場 所	旭川市総合庁舎 7 階 大会議室 A（旭川市 7 条通 9 丁目）	
出席者	委 員	12 名 上田委員、奥寺委員、坂上委員、多々納委員、千葉委員、 出羽委員、内藤委員、西宮委員、百嶋委員、宮越委員、山田委員、 渡邊委員
	事務局 （市側）	17 名 環境部（太田部長、澤渡次長） 環境総務課（後藤課長、安富ゼロカーボンシティ担当課長、 佐藤主幹、中川補佐） 環境総務課環境総務係（坂田主査、瀬戸主査、笠原） 廃棄物政策課（佐藤課長） 廃棄物処理課（尾藤課長） 廃棄物処理課近文清掃工場（菅原工場長） 廃棄物処理課廃棄物処分場（齋藤所長） 環境指導課（沖村課長、細川補佐） 環境指導課水・大気環境係（高塚係長） クリーンセンター（笠井所長）
会議の公開・ 非公開の別	公開	
傍聴者	0 名	
議 事	（１）会長・副会長の選出 （２）報告事項 ア 令和 7 年度 環境部主要事業の概要について イ 使用料・手数料の改定について （３）その他	
会議資料	<配付資料> ・資料 1 令和 7 年度 環境部主要事業の概要について ・資料 2 使用料・手数料の改定について	

議事内容等	発言者	発言の要旨
1 開会	事務局	委員の過半数が出席しており開催基準に達している旨報告
2 委嘱状の交付	事務局	委員 12 名に委嘱状を交付 (環境部長挨拶)
3 職員の紹介	事務局	課長職以上の 7 名を紹介
4 開催・運営に関する 取扱い	事務局	(資料をもとに説明) 質問等はあるか。
	委員	(発言なし)
5 議事 (1)会長・副会長の選出	事務局	(会長選出までの間、環境部長が議長を務める旨を説明)
	環境部長	環境審議会規則第 3 条の規定により、会長及び副会長は委員の互選により選出することになっている。自薦他薦は問わないので、何か発言はあるか。
	委員	(発言なし)
	環境部長	それでは、事務局より提案して良いか。
	委員	(一同了承)
	事務局	事務局案では会長に宮越委員、副会長に奥寺委員にお願いしたい。
	環境部長	事務局案のとおりでよろしいか。
	委員	(一同了承)
	環境部長	会長、副会長が決定したので、ここからの進行は会長にお願いし、議長の職を終了する。
(2)報告事項 ア 令和7年度 環境部 主要事業の概要につ いて	会長	議事(2)報告事項ア「令和 7 年度 環境部主要事業の概要について」事務局から説明願う。
	事務局	(資料 1 により説明)
	会長	今の説明について質問等はあるか、専門性の高い内容もあるため、不明な点等あれば質問願いたい。

	委員	外来種のアズマヒキガエルについて、常磐公園でアズマヒキガエルがみつきり、在来種のエゾアカガエルがいなくなっている。 アズマヒキガエルが生息する区域が広がらないようにする対策が必要と思うが、その点対応について伺いたい。
	事務局	アズマヒキガエルの防除については、今年度も引き続き対策をしていきたいと思う。
	会長	資料にある「アズマヒキガエルの捕獲体験学習会」について、講師をしている委員から説明願いたい。
	委員	アズマヒキガエルの捕獲体験会には子どもから大人まで参加しており、参加者は捕獲を体験することによって外来生物に対し興味を持ってもらえている。 その他に市の事業で注力しているのが、公園の池や水辺にネットを張ることにより池への侵入を防ぎ、産卵を防止している。今年度から新たに東部中央公園でも実施しているが、卵は劇的に減少している。手間はかかるが、公園のような人工的な場所では個体数を減らすのに効果的である。 ただ、それ以外の河川敷等の人の手が入らない自然度の高い場所では、増えているか減っているか分からないため管理するのが難しい。 河川に沿って、他の地域に広がるのを防ぐことができれば良いと考えている。
	委員	同じ外来種であるアライグマがアズマヒキガエルを食べるという実態もある。
	委員	嵐山へウバユリ峠側から散策する場合に駐車できる場所がない。駐車場があれば非常に便利である。
	事務局	駐車場については、関係部局に要望として伝えたい。
	委員	木質バイオマスストーブの補助金の事業費が増加している。自分もこの事業を利用し薪ストーブを導入している。申請の際に運転状況の報告と公表に同意するという項目があったが、この報告の依頼があったことがない。 薪ストーブの助成者に利用状況についてアンケート調査を行い公表するべきではないか。 導入後は、煙突の清掃や、メンテナンス等の維持に費用がかさむ。

	事務局	薪ストーブの購入を検討している人に、実際に利用者の声を知ってもらうことが大事だと思う。
	事務局	補助金が効果的に利用されているかを含め、利用者にアンケートを実施し、現状の把握、課題の整理などを行っていきたい。
	委員	ストーブを導入しても、継続して使用されないとなると意味がない。市民に対してもっと詳細な情報を提供してもらいたい。
	会長	現在は、ホームページ等に調査の内容を公表しているのか。
	事務局	そのようなページは設けていない。今後アンケート調査を実施した上で公表をしたい。
	委員	先日、香川県三豊市が可燃ごみを燃やさず、発酵させて固形燃料にして、販売しているというテレビ番組があったが把握しているか。
	事務局	その番組については把握していないが、全国的にはごみを燃料化し、エネルギーとして活用している市町村があることは承知している。 旭川市では可燃ごみを焼却しているが、燃やした時に発生した熱で電力を発生させており、エネルギーの有効活用を行っている。
	委員	できる限りごみを燃やさない方法があれば良いので、他都市の情報を収集してほしい。
イ 使用料・手数料の改定について	委員	アライグマの被害が多いと聞くが窓口は環境部でよろしいのか。
	事務局	アライグマの農業被害に関しては農政部で扱うが、それ以外のアライグマに関する対応は環境部で行っている。
	会長	報告事項イ「使用料・手数料の改定について」事務局から説明願う。
	事務局	(資料2により説明)
	委員	負担割合の受益者負担100%とはどのような意味か。
	事務局	その業務1件当たりに掛かる事務経費や人件費、施設の減価償却費などの費用の全額が負担となる。ただし、他市町村の状況を勘

	委員	案する場合がある。
	事務局	どの手数料が改定になるかは資料の最終ページに記載されている手数料から今後決まってくるのか。
	委員	今年の11月までに、過去3か年の経費をもとにコスト算定を行い、どの手数料を見直すかを全庁的に検討することになる。
	事務局	この中で市民に関わりが深い手数料は、ごみ処理関係手数料になるか。
	委員	ごみ処理関係手数料、し尿処理関係手数料が市民に直接関わるものになる。
	事務局	事業者に関わりが深い手数料については、事業者の意見を反映させる方法はあるのか。
	委員	今後はパブリックコメント等を実施し、広く意見を聴取する。また、過去の見直しでは事業者に対して説明の場を設けた。今回の見直しに係る具体的な方法は今後検討していく。
	事務局	コスト算定について、過去3か年の経費で算定するというが、今後実施する近文清掃工場の改修費については算定に入っているのか。
	事務局	建設等に掛かった金額を減価償却する形でコスト算定する。今後予定している建設費等については、算定に含まれない。
(3)その他	会長	その他について事務局からあるか。
	事務局	ありません。
	会長	全体で意見や質問等あるか。
	委員	(なし)
6 閉会	会長	本日の議事は以上とし、事務局に交代する。
	事務局	以上で、本日の審議会を終了する。